

税制調査会（第27回総会）終了後の記者会見議事録

日 時：令和5年6月30日（金）15時13分

場 所：財務省第3特別会議室

○記者

本日はよろしくお願ひいたします。

まず、中里会長、神野会長代理から、それぞれ冒頭に何かありますでしょうか。

○中里会長

先ほどプレスの皆様にも御覧いただいたとおり、本日の総会において、当調査会としての答申「わが国税制の現状と課題—令和時代の構造変化と税制のあり方—」を取りまとめました。

皆様のお手元には、事務局にお願いして作成いただいた3枚物の概要ペーパーが配付されているかと思ひます。

この概要に答申のエッセンスが書かれておりますので、そちらをお読みいただくということで、この冒頭発言は簡潔にしたいと思ひます。

今回の答申は2部構成であり、第1部は、「基本的考え方と経済社会の構造変化、。

第2部は、「個別税目の現状と課題」となっております。

第1部では、租税の役割や租税制度の基本原則などを丁寧にまとめるとともに、租税制度の変遷や近年の税制改革の流れを記述しております。

また、総会でも多くの有識者の方々からのヒアリングを行ってきましたので、それらを十分に踏まえて、経済社会の構造変化に関して、可能な限り幅広く取り上げ、記述しております。

第2部では、個人所得課税、資産課税、消費課税、法人課税、国際課税、納税環境の整備、これらのテーマに関して、地方税を含めた現在の制度を概観しつつ、中長期的な観点からの課題などを整理しております。

会議の中でも申し上げましたが、当調査会として、今後の税制に関する議論の基礎的な素材を提供することで、国民の皆様は税の在り方を御自分のこととして関心を持っていただき、理解していただけるよう努めることが重要であると考え、このような形の答申として決定させていただきました。

本答申が、税に対する理解を深めるための取組にも活用され、私たち一人一人が社会の在り方について議論を尽くし、その実現のために必要な税制の在り方、つまり、将来の税制について考え、その先に、将来に希望が持てるような社会が実現されていくことを切に期待したいと思ひます。一人でも多くの方に本答申を手にとっていただければ幸ひでございます。

恐らく、本日の会議が私や委員の方々の方々の任期中の最後の会合になると思ひます。プレスの皆様方におかれましても、政府税調の運営等に御協力いただきましたこと、

心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

私からの冒頭の発言は、以上でございます。

○神野会長代理

私から申し上げることは、今、中里会長がお話ししたことに尽きておりますが、先ほどと重なるようなことになるかもしれませんが、税制全般にわたって、そもそも税とは何かという基本的な問いから始まって、現在、大きく変化している経済社会の構造変化に合わせるような形で、必要な論点を網羅的に拾ってまとめたものと思っております。したがって、これ1冊で租税を勉強するテキストブックにもなり得るようなものとしてまとめ上げられていると考えております。

今、中里会長がおっしゃったように、広く国民に手にしてもらって、今後の税の在り方等を自分たちもお互いに負担し合う税として考えていくときに、手に取っていただくものというふうに役立てていただければと考えています。

以上です。

○記者

会長にお伺いします。

一点目が、今回、個別の税目ですが、全体としては、税の充分性の重要性を強調していると思うのですが、今回、この答申の中で、一つここを軸に据えることになった狙いを改めて伺えたらと思います。

○中里会長

ことさらにそれを強調するとか、そういうことでは必ずしもございませんで、何でもそうですが、何かするときには十分にお金があった方がいいが、なかなかそうはいかないこともあるだろうということも含めて、こういうことに触れたということです。

それから、委員の皆様からそういう意見が幾つか出たことが一番大きな理由ではないかと思えます。もっとも、充分性と唱えると、十分な税収が上がるということではなくて、国民の皆様のその時々のお理解によってどうなるかということが決まるわけですから、この標語だけを独立で取り上げるということではなくて、全体の中で御理解いただければ一番よろしいのではないかと思います。

○記者

国民の理解とは、負担という制度の理解なのか、負担をしていくことの理解なのか、その理解は、この答申を通して、国民にどういうメッセージを投げかけたいと思っておりますか。

○中里会長

制度の複雑な詳細、細かいことはともかくといたしましても、概要については、ぜひ御自分のこととしてお読みいただきたいと思えます。さもないと、ご心配になってしまうのではないかと。

客観的に状況を御判断なさることが重要だと思いますので、そこからスタートする

ということなのではないでしょうか。

○記者

ありがとうございます。

○中里会長

何かありますか。

○神野会長代理

いいえ。

○記者

もう一点いいですか。

もう一つ、個別税目の法人税のところで、成長志向の法人税改革の検証が求められるとあったと思うのですが、この求められるものの主語は、次の政府税調ということでもいいのか、そこではないとしたら、誰に求められているのか。

○事務局

これは、いろいろな場面で、特にこの人が絶対ということではないので、当然、私も税制の担当として、そういうことをやっていかないといけないと思いますし、もともと法人税改革については、経済産業省、あるいは経済界から強い要望がありましたので、そういった各プレーヤーで改革の評価、検証をしていくということだと認識しています。

○中里会長

一見受け身なように受け取られる表現ではありますが、例えば法人税法の22条4項を後で御覧になっていただきたいのですが、収益や費用、損失とか、そういう額については、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする、書いてありますね。

でも、それは別に他人事ということではなくて、ほかに書きようがなかったということもあるのかもしれませんがね。その時々いろいろな技術的な要請があるのだと思います。

○記者

今回で10年の任期を終えられるということで、今回は集大成の答申になったかと思うのですが、今回、諮問されてから約1年半、かなりの回数の会合を重ねられて、260ページを超える壮大な答申をまとめられたかと思うのですが、改めてここまでの道のりについての振り返りと、今回の答申への自信、もしくは期待について伺えますでしょうか。

○中里会長

どのようなことでもそうだと思いますが、日々の積み重ねの上に何かができるということなのではないかと思います。

10年間、その都度その都度できることを、できる順番で、できる範囲で、現実的な視

点を重視しながらやってきて、1年半で岸田総理に対する答申ということにもなりましたし、その前にもいろいろな文書を出しましたね。そういうことがあったのだろうと思います。

したがいまして、特に今回、10年たったからどうか、そういうことは、私の性格なのかもしれませんが、あまりそういう感じはないですね。日々やるべきことをその都度やってきて、その結果としてこうなったということでございます。あまり感傷にふけている余裕はない。次はこういう勉強をしたいとか、そういうことを考えたいという気持ちが今は強いですね。

○記者

節目のタイミングなので、そもそもの改めてをお伺いしたいのですが、税制とは法律を変えてやるものなので、政治が伝統的にすごく全面に出て決める政策分野である中で、政府税制調査会がどういう役割を社会に対して果たしていくべきなのかという点についてなのですが、伝統的に個別の一個一個というよりも、中長期のあるべき姿、バランスとか、そういう基本的な考え方を整理して示すということだと思っておりますが、現実には、政治がそれについて常に真正面から答えてきたわけではない。あるいは望ましい姿は分かっているのだけれども、国民の反発を恐れて、対応を先送りするとか、やり方が不十分だったみたいなことも、これまで繰り返してきたのが現実だと思うのです。

その中で、国民に対するメッセージは今おっしゃいましたが、政府税調が今回、こういったものを出す意味合い、思い、あるいは政治に対するメッセージはどのように捉えていらっしゃるのか、感想みたいな話で結構なので、改めてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○中里会長

では、まず、私から簡単にお答えして、それから神野会長代理という順番にいたしましょうか。

私は法律家ですから、憲法の財政規定を前提として物事を考える。そうすると、憲法84条ですか、租税法律主義の定めがございまして、租税制度は、法律でもって議会で決めるということになっているわけです。

これは、中世の身分制議会以来、人類の英知として積み重ねてきた結果でございまして、税制は国民の権利に直接関係するものであるからこそ、議会で、要するに納税者の代表で決めるのだということ。これが原則なのだと思います。それを政治と言うかどうかはともかく、憲法の制度はそうなっているということでございます。

その中で、私たち専門家がどういうことを発言できるかといいますと、過去の経緯とか事実関係、制度のことについて、様々なところから情報を集めて整理し、その中で、ここはこうの方がいいのではないかと、将来的にこれはこうなのではないか

ということについて、委員の方々の御意見をまとめて整理し、それを整理したものを政府に提示する。

それをどう生かすかは、まさに政治のセクターにいらっしゃる方の腕の見せどころではないでしょうか。国民の御意見をお聞きしながら、国会の皆様、あるいは政府の皆様が侃々諤々いろいろな議論をなさって、ある方向が決められていく。

天から望ましい税制が光り輝いて、我々に語りかけてくるわけではございません。税制は、利害の対立をいかに調整するかということですから、なかなかきれいにいかないこともそれはそれであるのだらうと思うのです。

でも、それも含めての財政民主主義でございますので、じれることなく、一つずつ丁寧に専門家としてできることを考えていく。これ以外にないのではないか。それ以上のことを考えるとしたら、それは専門家集団としての役割とは違うことをなさっているのではないか。批判はしませんが、私自身はそのように思っております。

神野先生、何かありますか。

○神野会長代理

まず、租税制度そのものについて言うと、私は法律の専門家ではないので、租税制度が変化していく要因として、二つあるかと思っています。

一つは、圧力要因というのでしょうか、経済的な問題とか政治的な問題、社会的な問題、様々な中で、プレッシャー、圧力要因によって、必然的にこういう方向にならざるを得ないような問題。簡単に言えば、経済的な危機とか政治的な危機、社会的な危機をどうやって克服していくのかということから決まってくる問題。

もう一つは、具体的にその制度を実現していく過程では、転換要因というのでしょうか、様々な諸利害が政治過程で調整されて実現していくということの二点になっているのだらうと思います。

恐らく、政府税制調査会の任務は、最初の言わば専門家、研究者として、様々な要因がどのように絡み合って、どういうことがあるべき税制かということを導き出す、一つの指針を打ち出していくのが任務かと思っています。

ただ、それだけではなく、現在の民主主義の過程では、多分、議会だけで様々な諸利害は調整できないでしょうから、そうした諸利害をも調整するという任務もあるかと思っていますが、いずれにしても、税制調査会はあくまでもスタッフなので、決定していくことよりも、スタッフとして機能するという事ではないかと思っています。

○記者

関連してお伺いしたいのですが、まず、大変な作業お疲れさまでございました。

会長も先ほどおっしゃっていたのが、情報を集めて整理して、こうした方がいいのではということについて示すのが仕事ではないかということで、今回の答申も読ませていただくと、すごく網羅的にいろいろと課題を整理されていていらっしゃるって、こういう現状があって、だから見直した方がいいのではないかとこのところまでは結構書い

であるのですが、どう見直したらいいかというところまで踏み込んでいるものが少ないかなとも思ったのですが、そこはにおわせているということなのですか。

こういう課題だから、例えばこの控除は減らした方がいいとか、この税率をととか、そこは政治の世界で考えるべきとか、そういうことになるのでしょうか。

○中里会長

どの辺りなのかにもよると思いますが、お読みになった方がそのようにお感じになる場所も、あるいはあるかもしれません。そうではないところもあるかもしれません。それは、お読みになる方のお立場というか、お考えにもよりますし、場所にもよるのではないかと思います。

研究室でいつも指導されたこととして、50年も前のことですが、真理は細部に宿るということですね。

結局、細かいことについてどう言及するかということ、それこそが全てというところはありますので、おっしゃるように、簡単に結論が出ないこともあるのだらうと思うのです。簡単に結論の出ないことは、簡単に結論を出さないというのが、人間としての良識ではないかと思っております。

特にと言うのがいいのかどうかは分かりませんが、国際課税や執行のところなどは、なかなか経済学理論でこれはこうだと割り切れるようなものではなくて、原理原則ももちろんすごく重要なのですが、同時に制度論が複雑に絡み合っておりまして、何をどうすればどうなるのか、すぐには結論が出ないようなところもあると思うのです。

でも、それを一つ一つ解きほぐして行って、できることをできる順番で、できる範囲でやっていく、その積み重ねの中で明らかになっていく。その点は、ある種楽観主義と言うのも違いますが、後世の世代、あるいは若い方々に対して、頑張ってください、我々はここまでやりましたというメッセージしか残せないし、それ以上、確信していないことに関して、これはこうだと言ってしまうのがいいのかどうかは、人によって違うと思いますが、私はそういうことはあまりできない感じですね。

神野会長代理、いかがですか。

○神野会長代理

今日も発言させていただいたのですが、これまでも構造変化の激しいときに、どういう租税制度をつくるべきかという答申は、割と弾力的に描かれていると言えるだろうと思います。

これは実際には分からないから、そのことを考えて、今回の答申について言えば、様々な状況でこういう場合はこうだということは、私の知り得る限り、言葉はあれですが、かなり網羅的、包括的に論点を整理していると考えておりますので、いずれ何らかの形で導きとなっていくのではないかと期待していますし、そのように利用していただければと思っています。

決め打ちをする状況は、かなり変動しているのではないかと認識しているので、道

に迷った人間に道を教えるときに重要なのは、まず、あなたの目的地はこっちの方向にありますと、方向性をきちんと教えてあげることですね。それから、こっちの道を曲がって、右に行って、真っすぐに行くと教えていかないと、途中で思わぬ崖崩れがあったりなどして、使えなくなった、その道が取れなくなったときに、迷ってしまうわけです。

そこから言えば、今回の答申は、様々な状況のときに、これまで歴史的に、あるいは空間的にというか、国際比較的に様々な状況でこうだったということを記述しているつもりですので、そこはそういう現状が変化したときにでも利用できるのではないかと考えています。

○記者

一点お伺いしたいと思います。

今回、多様化する働き方に中立な税制をとありますが、この具体的な内容としては、どういったことを想定していらっしゃるのかというのが質問の趣旨でして、例えばこれまでのように、給与所得控除を縮小して、基礎控除に振り替えるとか、そういったイメージなのか、また別に何かあるのか、教えていただけますでしょうか。

○事務局

今日お配りした概要を御覧いただくと、3ページ目の左上に「個人所得課税」について書いてございます。

(1)が、御質問のあった「働き方の選択に中立的な税制」でございますので、ここに示されている論点が検討課題ということかと思えます。

御指摘があったように、給与所得控除から基礎控除のようなものにシフトするということにつきましても、1つ目のポツに書かせていただいておりますので、こういうものも含めまして、具体策についてはこれからでございますが、こういった方向性が明記されているものと承知しております。

○中里会長

今、具体的なことについてはこれからとおっしゃいましたが、要するに、多様な働き方、世の中がどんどん変わりつつある中で、将来を見越して10年先までこうだと言えるかといったら、それは言えないのだろうと思うし、不確実なことについて、こうだと決め打ちしてしまうのは、すべきでないし、できないと思うのです。

もし10年先のことまで全部分かっているのであれば、これから税制改正を10年間行わずに、そのままいけばいいわけですが、そういうわけにはいかないでしょう。その都度その都度微調整を加えていくことの中に、毎年税制改正を行っていくことの意味があるわけで、それはそれで毎年毎年変わるとお思いになるかもしれませんが、世の中に合わせてその都度対応していつているわけです。

特に、今のように働き方が激しく変わっている、世の中が急激に変化している状況の中で、何をどうするかということに関して、先の先まで見越してということとはでき

ませんから、やれることをいろいろと試しながらやっていって、これはいいなと思ったら、それをさらに広げていくし、これはちょっとと思ったら、それは制限していく。そういうのが人間の知恵なのではないか。

あまりにも常識的過ぎてつまらないかもしれませんが、そういう一見つまらなく見えることの積み重ねの中に、ぼやっとではありますが、いい方向性がおのずから浮かび上がってくるのではないかと。この辺は、私が楽観的過ぎるのかもしれませんが、そのように思うのです。

よろしいですか。

○記者

はい。ありがとうございます。

○中里会長

神野会長代理はよろしいですか。

○神野会長代理

はい。

○記者

一点、中里会長にお伺いします。

今回の答申の目的として、国民の皆様は税の在り方を自分のこととして関心を持っていただきたいとおっしゃっていると思うのですが、まさにいろいろな税制の議論がされていて、その知識がないと、単に負担が増えるのか、減るのかみたいところで判断されるところをもうちょっと深く理解して、賛意を示したり、逆に反対の意識を持ったり、そういう議論を喚起されたいのかなと考えているのですが、中里会長としましては、答申を読んで、国民の方に例えばどんな行動を起こしてもらいたいとか、どういう行動につなげてほしいという思いを持たれているのでしょうか。例えば投票でそういう意思を示すとか、そこら辺を教えていただけますでしょうか。

○中里会長

我々のできることは、今まで何回も会議を開いて、様々な方に様々なことをお聞きして、問題点を整理して、事実を整理した上で、我々なりに考えられる方向性を出す。ここまです。

それでこういうレポートが出されて、それを国民の皆様がどのようにお読みになって、どのようなお考えをお持ちになるかということに関しては、国民の皆様は御判断ということで、私が希望するとか、そういうことではないのではないかと考えているわけです。

人によって様々な御不満もあるだろうし、いろいろなことはあると思うのですが、最初に申し上げましたとおり、日本国憲法の下では、西洋の民主主義の流れを汲む日本の憲法の財政制度の下では、議会で法律でもって国民の代表が税制を決める。それは建前論だろうとお思いになるかもしれませんが、国民の皆様が、これは反対だとか、

賛成だとか、そういう中で決まっていくわけですね。その様々な対立関係も含めた議論の中で、少しずつですが、世の中がいい方向に動いていくのではないかと。最終的に決めになるのは、議会を通じて国民の皆様になるのではないかと考えております。学者が決めることではないですね。そんな力も能力も持っておりません。

○記者

そうしますと、お読みになった方御自身の判断で何かしら具体的な行動を起こされたり、そういうことのきっかけになったりすればいいなという感じでしょうか。

○中里会長

行動を起こしたくなる方もいらっしゃるし、そうでない方もいらっしゃるかもしれませんが、どのようにお感じになって、どのように御自分のお考えを表明なさるか、それこそ国民の皆様の御判断ではないでしょうか。

誰かを一定の方向に導く必要はなく、日本の国民は、ちゃんと考えていらっしゃる、私は思っています。短期的に一定の方向に感情的に行ってしまうことは、誰だってそうで、私自身もそうで、ありうるのかもしれませんが、長期的には、国民の皆様は、賢明な御判断をなさってきたのではないかと考えていまして、だからこそ議会制民主主義の下での財政制度の在り方を私は信頼しているわけです。

信頼していないと、租税制度や財政制度の研究者はなかなかできないので、そういうこともあるのですが、そんな気がいたします。

神野会長代理、いかがですか。

○神野会長代理

特にありませんが、いずれにしても、今回の答申の一つの重要なポイントは、租税とは何かということ考えたときに、社会の構成員というか、人々が全て負担し合うものだという認識に立っているということです。

租税について言えば、通常、ワグナーの原則がそうなのですが、国民に負担させるにはどうしたらいいか、公平に負担させるべきだという取られる側の論理が多いのだけれども、今回、そういうことではなく、お互いに負担し合う税なのだから、自分たちで決定する、自分たちが決定にちゃんと参加してほしいと呼びかけているということだと思います。

財政に関して言えば、どんな社会になっていくのか決めますから、結果責任は、自分に関心がないと言っても、社会の構成員が引き受けるわけなので、そこを訴えているのが大きな特色だと思っています。

○記者

一点だけ。

任期が7月で切れることになるかと思うのですが、10年間ほど会長を務められて、次の会長に贈る言葉といたしますか、もし何かそういうものがありましたら教えてくださいいただけますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○中里会長

その時々を託された方が、その時々を職務を果たしていかれる中で、世の中の動きや発展とかがあるのだらうと思うのです。

10年間務めた人間が、さらに自分の考えをどなたかに述べる必要はない。次から次へと若い優秀な世代、若くない人も含めてですが、次も様々な方が出てくると思うのです。そういうことに対する希望というのか、信頼というのか、それが社会が動いていく上で一番重要ではないかと私は思っています、そこはそういう信頼が揺らいだことはございません。

神野会長代理、いかがですか。

○神野会長代理

いいです。

○記者

そのほかにいかがですか。

ないようですので、これにて会見を終了させていただきます。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。

[終了]